

不振など明確な要因により顕在化する場合も多いですが、加えて寝坊や同級生・教師との一時の軋轢など第三者から見れば小さなつまずきで不登校に至る事例が大変多いです。

いっぽう伺えることは、家庭内での関わりが、本人が外で抱えた葛藤の緩和や解決に至るまでには機能しがたいという現状です。生育の過程で本人が家族から十分に承認されてこなかった（結果として反抗期の不在など）、それゆえに本人の発達過程に少なからず落とし穴が潜んでいた。社会生活を送るために必要なステップについて、何段階か飛ばして成人を迎えてしまっている。結果、人生のある時点で選択／回避の決定が必要な際（たとえば進学時、就職活動時など）、本人が立ち往生してしまふ。その一方、教育のなかでは「自分探し」というキーワードに象徴されるような、自我の確立を前提としたキャリア教育が全盛です。じゅうぶんに自我を確立できないまま生育した本人にとつては、いささか酷な教育環境かもしれません。

ですからひきこもりの要因について、単一の課題に還元させることは甚だ困難といわざるを得ません。家庭内の関わりを通じて生じた発達過程の矛盾、学校や職場などの「所属先」での

葛藤（対人関係、そして教育内容や就業環境が含まれます）など。ひきこもり問題はこのような多次元方程式を解くようなものと感じています。事態は複雑です。

【編集部】

その場合に、ひきこもりの状態になっている方たちは共通して、ご自分に自己肯定感を持ちづらいつつということではないでしょうか。梅林さんご自身は、どのようなきっかけで自身を取り戻すことができたのですか。少なくともご自身にある種の自信がなければ今のような活動はできないと思います。

【梅林さん】

自己肯定感を持ちづらいつつからひきこもるといふより、経緯を通じて徹底的な自己否定がなされることで、否応なく自己肯定感が破壊されるというものでしょう。

もちろん、学校や職場など「所属先」で生じた葛藤がまず自己否定のひとつの源であるでしょう。しかし「所属先」での葛藤が、家族との関わりのみで解決されるどころかむしろいっそう自己否定を促してしまう場合がある。前述したとおり「家族との関わり」に課題が潜んでいて、結果として自分自身を肯定できるような環境が与えられな

かった。この場合、もともと自己肯定感が乏しい本人が「所属先」で打ちのめされ、またさらにひきこもる体験のなかで自己肯定感を破壊していく、そして家族から受容されずに困難をきたした状態でさらに自己否定は増していくという悪循環となります。

「家庭」と「所属先」のそれぞれの環境の次元で生じた葛藤が、最終的に本人の身に集約された結果、本人に残された選択肢はどれほどのものでしょうか。それは、「所属先」からも家族からも撤退して、一人になるほかない状況です。この意味で、ひきこもる行動とはすなわち撤退行動であり、まさしく経緯の結果として捉えるべきです。

私自身もさきほど述べましたように、ひきこもる経緯を通じて自己肯定感がまったく持てない時間を過ごしました。そんな私が自己否定の地獄から解放された契機はまず、家族からの理解と共感です。契機は家族のひきこもり支援団体への参加でした。専門カウンセラーとの共同作業によって、家族が私の状態に理解と共感を示すようになりまし。就労への圧力は減り、むしろ私が家族とともに安心して過ごせるような状態へ変化しました。それまで私は家族に対しては羞恥と恐れを抱いていましたが、いつしかそれは安心

と信頼へと変わっていきまし。そこで初めて、私は家族への安心と信頼を抱くことが可能となったのです。ひきこもりの本質は撤退、つぎに休息です。多くの場合、本人にとって理解と共感を得て初めて、本人は本当の意味でひきこもることができるようになります。

次のステップは家族の外の世界、いわば社会に対する安心と信頼の獲得です。私の場合は、支援団体からのメッセージ「あなたの力が必要だ」という言葉がその契機となりました。この言葉聞いたとき、大げさではなく空が開いたような気持ちで私に訪れまし。私が必要とされている、どうしようもない存在かもしれないけどそれでも社会から必要とされている、生きていいんだ！ たった一言です。「生きていく確からしさ」を確認できる一言で私の全てが救われました。たしかに私は「ある」という確信です。この確信こそ、私が今に至るまで周囲の協力のもとでなんとか活動そして人生を継続させている原動力と認識しています。

【編集部】

いま京都ARUには、どのような方がどのくらい参加されていますか。また具体的には今、どのような活動をされていますか。

## 「梅林さん」

いま私たち京都ARUへは、約30家族が会員として登録していただいています。そのうち実際に活動に顔を出す本人は約15名。本人の年齢構成は20歳〜42歳（うち20代後半〜30代半ばに集中しています）、男女比はおおよそ8・2となっています。性差を問わず参加しやすい環境づくりが、私たちの活動にとって今後の課題です。

サポートの第一歩は多くの場合、家族への相談対応です。まず家族との共同作業を通じて、社会から撤退した本人が休息可能な環境を整備する、しっかりひきこもることができる環境を整備するということです。本人が心と体を芯から休ませられるような環境づくり。まずはこれが第一歩です。

人生のなかで生じた急斜面を滑り落ちるような心境に本人はいます。その斜面に「溜め」をつくること。それ以上滑り落ちたら自死しかない状況にまで追い込まれた本人も数多いのです。撤退と休息がひきこもりの本質としたら、それはすなわち人生の急斜面に歯止めがかかるような「溜め」を意味すると私たちは理解しています。

ひきこもりという「溜め」のなかで、本人が家族などの周囲から理解と共感を得ながら、真の意味で休息する。これだけでずいぶん長い時間が必要で、場合によっては、年単位の時間が

必要となることでしょう。本人の経緯によってはそれまでの人生に相当する疲弊ですから、一朝一夕に解消されるものではありません。当然、休息については相応の時間が必要となるのです。そして、休息の時間を本人に用意できるのはおもに家族なのです。

しかし、ここでとくに注意すべきは、本人と家族のニーズは次元が異なるという事です。これは強調してもしすぎることはありません。「まずひきこもりから脱して欲しい」という家族のニーズは、「ひきこもるほかなかった」という本人の心境あるいは経緯と必ずしも交差しないのです。実際、両者は食い違うことが多い。むしろ多くの場合、食い違いによって本人と家族は衝突し、状況が一層深刻化する事例が顕著です。ですから、家族の一方的な要請に従って私たちが活動を行なった場合、むしろ葛藤と対立が激化して事態を悪化させてしまう危険性はしっかりと認識すべきでしょうね。「良かれと思って」という言葉はなんら言い訳にはなりません。そしてもちろん、「働かざるもの食うべからず」という価値観はかえって本人を苦しめるだけです。背中を押すだけがサポートではないのです。

本人と家族の関わりをなかで安心と信頼が生じた後、初めて私たちは家族経由で本人にメッセージを届けること

が可能となりますが、そこで本人が動き出せるかどうかはこれまた別の話です。家庭のなかでじゅうぶん休息が可能であったとしても、社会に対する不安や恐れ、社会との関わりをなかで抱いた自己否定の思いは、容易に拭い去れるものではないからです。休息というひきこもる時間のなかで、本人は自らも自問自答を繰り返しながら社会に出ていく動機について探っていることでしょう。本人の経緯に応じて、休息と自問自答に必要な時間は長くもなり短くもなるはずですが。

いよいよ本人が私たちの活動に直接参加する段階ですが多くの場合、ひよっこりと本人は私たちの前に姿を現わします。本人のなかで考えに考え抜いた結論として、私たちの前に姿を現わしたのでしようね。まずは本人にお疲れさまとお伝えしたいです。私たちの活動に参加するようになった本人に向けては、自宅外の活動拠点として「居場所」をベースにご用意しています。留保なしに条件を加えずに、本人が「ある」ことが可能な場が「居場所」です。

そして「居場所」を拠点にしつつ、本人のニーズに応じて様々な活動機会をご用意します。重視する活動は、ボランティア活動です。ボランティア活動とは関わり方の側面から見ると、「ありがとう」という言葉が行き交う場で

す。本人の価値が社会的に保証される具体的な場がボランティア活動と私たちは理解しているのです。もちろん、選択と決定（参加のみならず回避を含む）はあくまで本人の側です。

さらに、就労についてもサポートを進めています。しかし注意が必要なのは本人の自立を考えた場合、自立イコール経済的自立ではないことです。本人の困難は経済的側面もさることながら、自己否定や他者との関わりへの葛藤といった心理的側面が主を占めています。ですから就労機会の用意もさることながら、場合によっては本人と話し合いながら、撤退と休息を用意することも多くあります。背中を押すだけがサポートではないのです。

## 「編集部」

家族の皆さんには、ひきこもりの状態にある人たちへの社会的偏見もある中で、共通した悩み事があるのではないのでしょうか。当事者の家族の集りなども企画されているそうですが……。

## 「梅林さん」

家族に向けては定例のグループ相談と個別相談の場をご用意しています。家族の皆さんからお話を伺うなかで共通するものはまず、本人への憤りです。ご自分が懸命に社会のなかで働いてきた、生きてきたという自負を家族の世代の方々はお持ちでいます。そしてそ

れは、人生つまり生きることの規範であり倫理であるはずで。いっぽうで本人は、家族が抱く規範や倫理から逸脱した生活を送っている。家族からすれば、そんな本人をとて許容できない心境になるのも当然でしょうね。社会的偏見の一言ではすまされないものが、家族の心境にはあると感じています。ですから家族の方々の共通する悩み事は、規範と倫理から逸脱した本人の姿がまずひとつあるでしょう。

私たちとしては、本人と同様にあるいはまた別の次元で「家族も困難を抱えている」という認識でいます。本人とはまた別の立場として、家族も共感と理解を必要としているのです。しかし述べたように、家族と本人のニーズは異なります。いやむしろ血を分けた間柄とはいえ、家族と本人はまったく別の存在といった方が正確でしょうか。本人への思いが強いあまりに、かえって家族が本人をさらなる苦悩の淵へと追い込んでしまつては元も子もありません。ですからまず、家族の困難をも解きほぐす姿勢が私たちには求められます。ひとつの家族に対して、それぞれへの相談が十回を超えることは珍しくありません。少しづつしかし着実に、家族こそ本人に対する第一の支援者であるような関わりが生まれますようにと願っています。またこれこそが、私たちの時代における家族再生の

ありようではないかと感じる日々です。

【編集部】

その家族の方の多くは、既に年金生活に入っている方もいると思います。世間では、親が「やっと子どもが結婚し、片付いて肩の荷が下りた思いがする」と言っていることよくを耳にします。参加している親御さん達は、自分が亡くなった後のお子さんのが気になっているのではありませんか。どのような共通する悩みが出されているのでしょうか。

「梅林さん」

一昨年あたりから家族相談で急増した訴えは、家族の定年退職に伴って従来同様の経済的援助が本人に対して困難となつていくという内容です。以前からも経済的困窮についての訴えはありましたが、ここ数年ほどではありませんでした。リーマンショック以降の景気後退もさることながら、家族の年齢上昇は見逃ごせない変化です。つまり今や、ひきこもり問題は貧困問題と接合を始めたという状況認識です。そしてまた、親亡き後の生活設計も大変重要な課題です。残念ながら今のところ、私たちは有効策を打ち出せてはいません。ひきこもる本人がそのまま受給可能な社会保障サービスは極めて限られています。多くの本人は特別な疾病・障害を持つているわけではなく（つまり障害年金は対象外）、最近

まで雇用されていたわけではありませんが、つまり多くの場合、福祉医療と雇用保険のセーフティネットの枠外なのです。現実的に受給可能な社会保障サービスは、公的扶助のみであることが多い。給付付き職業訓練といった新サービスについても、そもそもひきこもり状態であるならば参加が困難です。

いっぽう公的扶助受給を検討した場合でも、世帯分離の原則が現実に壁となつていきます。現在の社会保障サービスは基本対象が世帯単位となつていすから、家族と同居が多数を占める本人は除外されてしまいます。かといって、公的扶助を受給可能とするために家族との別居を薦めることは何やら本末転倒な気もします。

また、就労を始めた本人についても学歴や職歴などがじゅうぶんでない場合、就労の形態としてはほとんど非正規となり。現状の非正規待遇を考えると、親亡き後の生活維持にはあまり期待できない。むしろ現実的に生活を維持しようとするならば、非正規待遇でワーキングプアにならざるをえないかもしれない。これは就労が、本人にとって希望とはなかなかないことを意味しています。ここにおいて、就労イコール生活維持可能な活動との認識で生きてこられた家族の世代と、本人の世代の間で状況認識に大き

な隔絶が生じています。もしかしたら親の世代が説く言葉は、本人にとつて希望とはなりえないかもしれない。なかなか厄介な課題です。

【編集部】

今年の夏に発表された内閣府の実態調査によると、「仕事や就職がひきこもりのきっかけ」となるケースが多く、30代でひきこもりを始めた人も23・7%に上つていると指摘されています。仕事や就職との関係からひきこもりの状態になったというケースをご存知でしたら差し支えない範囲で紹介してください。

「梅林さん」

ひきこもりの本質を考えると、撤退と休息が必要な事態がひきこもる以前に起きていたと想定できます。私たちの活動に参加した本人のなかにも、就労を通じてひきこもりへ至つた方が何人もいます。

背景としては、まず不安定な待遇です。とりわけ非正規就労の場合に顕著です。非正規就労の形で生活維持に努めるならば、就労の時間や量を増やすほかありません。働き続けるうちにいつしか心身の限界を越え、抑うつ状態に陥る本人は数多いです。また多くの事例では、限界を越えた本人はそれでも働くことを続けようと努力します。つまり、限界を越えた就労のありよう

すら、自己責任と認識せざるを得ない状況にいたわけです。悲観的な状況にいながらもお自己責任を認識するならば、それはまっすぐ自己否定へと至ります。そしてある時、撤退を迫られるのです。これ以上続けていたら、心身が完全に破壊されてしまう。さらにいえば、完全な自己否定つまり自死の選択肢しなくなる事態が待っています。急斜面の底に至る前に「溜め」を作り出す、それ以上滑り落ちることのない「溜め」を作り出す必要に迫られるわけです。これが撤退としてのひきこもり、厳しい就労環境からの撤退としてのひきこもりと理解しています。

こうなると本人は、おのずから就労という活動自体に悲観的になります。就労を続けることは自分自身を破壊することだ、という認識が自然と生じるわけです。これは最早、能力や意欲の次元に還元できるような困難ではありません。先日発表された政府統計（内閣府）によれば、ひきこもる本人の数は全国で約70万人。予備軍は約150万人と推計されました。今の時代状況のなかでは、ひきこもる人をあらかじめ織り込んだ社会保障の制度設計が必要ではないでしょうか。労働を媒介とした社会契約、あるいは労働をインセンティブとした社会保障に、ひきこもる本人はあらかじめ除外されているのです。

## 【編集部】

来る10月23日（土）には、京都ARR主催でNPOあったかサポートの社会保険労務士を講師に迎えて、スタッフのみならず当事者とその家族を対象にセーフティネットなど労働関連の学習会を企画していますが、どのようなことを期待されているのでしょうか。

## 【梅林さん】

社会保障などの具体的な社会知識はもちろんですが、なぜ今の時代がこれほど若い世代の人たちにとって生きづらいものとなっているのか、その構造について知識を深められたらと思っております。今回、出前授業では参加者について本人・家族・スタッフの三者を想定しています。とりわけ、本人と家族が同席することは重要です。なぜなら、本人と親世代との間で時代認識の内容が隔絶しているため、社会参加についてのコミュニケーションが困難となっている現状があるからです。同じテーブルを囲みながら、本人と家族で世代間の認識共有、ひいては交流が可能になるような場づくりを期待しています。

## 【編集部】

年越し派遣村で一挙に有名になった湯浅誠さんが、内閣府の参与になり就労困難者の就職支援を行う「パーソナル・サポート・サービス」の検討会が

行われています。全国で5箇所モデル地域を設定し、京都府も今秋から恒常的なワンストップサービス機能を持った「ライフ&ジョブ・カフェ」を開設する予定です。そこにパーソナル・サポートセンターを設置する予定ですが、ひきこもりの状態にある人たちの就労機会は恵まれていないと思います。施策が進んだ際には、どのようなことを期待されますか。

## 【梅林さん】

まず大前提として、これまでも様々な形で相談や支援についての公的資源は多数ありました。しかし一方で、ひきこもる本人のように心身両面の疲弊の結果、援助を必要とする当事者が活力も意欲も消耗され尽くして公的資源に自力ではアクセスしがたいという現状があります。援助を必要とする当事者と援助を供給する資源の間で、大きな距離が生じているといえます。うか。需要と供給の間に量的ではないギャップが生じているのです。この距離をいかにして埋めるか、ここに「パーソナル・サポート・サービス」の大きな意義を私は現場の視点から見出しています。

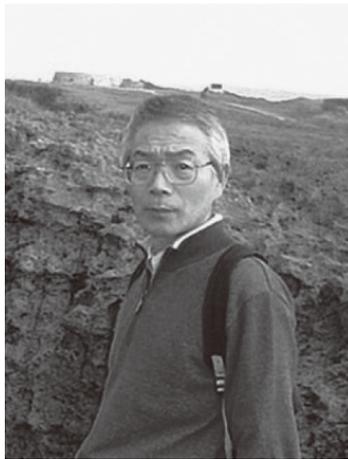
いっぽう、制度に懸念を感じる点もあります。ひとつは「パーソナル・サポート」によるアウトリーチ（訪問支援）の是非です。家庭の状況によっては、訪問支援によってかえって、ひ

きこもる本人と家族の間で葛藤と対立が激化してしまうことはじゅうぶんに想定できます。さらに、「パーソナル・サポート」が「就労ありき」で本人に接近したらどうなるでしょうか。ひきこもる状態のなかで、本人は家族や社会の規範・倫理に対して常に不安と恐れを感じながら、自分自身を責め続けています。そこに「就労ありき」の「パーソナル・サポート」が接近した場合、かえって本人はいっそう苦悩を深めることでしよう。むしろ、ときには撤退と休息を本人に助言することが、「パーソナル・サポート」の重要な役割になると考えます。何度も申し上げますが、背中を押すだけがサポートではありません。

しかし逆に、「パーソナル・サポート」が理解と共感をもって、ひきこもる本人に接近するとしたらどうでしょうか。本人にとってきつと大きな助けとなるに違いありません。本来の意味での「伴走型支援」を制度に期待します。広範囲な領域にまたがる問題がひきこもりです。したがって「パーソナル・サポート・サービス」には、複数の領域にまたがる問題について解決の突破口になるような「歩くセンター」としての機能が求められるでしょうね。現場の人間として、私も否応なく「パーソナル・サポート・サービス」には期待させていただきます。

# 60歳にして初めてのハローワーク体験記

西坂 太郎 (元郵便事業会社京都支店)



## 労働保険は、民間並み

### 社会保険は公務員という元郵便局員

私は、長年働いてきた郵便局を今年3月31日付けで定年退職をしました。もともと郵便局の職員は、公務員であつたがゆえにハローワークや雇用保険受給等は無縁だと思つていました。ところが2007年10月から民営化されたために、私も初めて雇用保険の被保険者となりました。労災保険を含めて労働保険は、民間並みの適用を受けるようになり、雇用保険料を毎月の賃金と一時金から引かれるようになりました。ただし、健康保険や公的年金は、

従来どおり国家公務員共済組合の組合員のままという変則的な扱いです。

さて、定年退職するにあたって高齢者再雇用制度を使って引き続きこれまでの仕事を続ける選択肢もあつたのですが、いまの郵便集配職場の労務管理は大変厳しく、再雇用されても正社員と同様の仕事量や責任が求められるため(もちろんアルバイトでも同じです)再雇用の希望はしませんでした。退職後は、少しゆとり休んで、60歳から65歳まで支給される報酬比例部分だけの退職共済年金を受給しながらアルバイトでも始めようかと思つていました。

## 年金事務所への無駄足

そこで、アルバイトを始めるまでの間、雇用保険を受給しようと思つていました。会社から離職票が送られてくるのを待つて4月28日にハローワークへ手続きに行きました。雇用保険制度についての知識はほとんどありませんでしたので、一体どれくらいの失業給

付があるのかも分からないまま不安でした。ハローワークへ行つてまず驚いたのが人の多さでした。パソコンに向き合っている人、人、人、何をしているかは、その時は理解出来ませんでした。ハローワークを訪ねた説明会で失業者が求職活動をしている事が判明したが、改めて現在の雇用状況の厳しさを思い知らされました。

「雇用保険受給のしおり」をいただき、担当者から次回の説明会までによく読んでおくように言われました。さらに失業給付を受ける間は失業給付が優先され、60歳から支給される一部份金は支給停止されるので、年金事務所へ手続きに行くように言われました。受給できる一日当たりの金額がわかり単純計算すると失業給付を受給する方が得だったので受給することに決めました。ところが、後日年金事務所へ行くと「あなたは厚生年金ではありませんので、直接国家公務員共済組合連合会へ手続きして下さい」との事でした。ハローワークの職員も、事前に元郵便局職員は、年金の手続きは年金事務所ではありません、などとは説明してくれませんでしたので無駄足でした。5月17日説明会に参加し、失業給付を受給するにあたっては、求職活動が必要であり、ハローワークに向かなければならぬ等々、少しは理解出来たような気がしていました。

## 初めて知った就労と就職のちがひ

5月26日の認定日までに、今回の説明会を一回とカウントし、後一回求職活動が必要ですよと言われたために、5月21日初めてパソコンで求人情報を見に行きました。待ちに待った認定日、いくら受給できるのか楽しみにしていました。雇用保険受給資格者証と失業認定申告書に5月21日の求職活動を行ったのですが、「雇用保険受給資格者証の裏面、求人閲覧の所へ証明がありませんが」「え、そんなのが必要だったのですか、聞いてなかったですが」「次回からは必ず証明を受けて下さい」と言つて、何やら特別に一枚の紙を渡された。内容は、「二回以上の求職活動実績が必要です!」と書かれ、具体的な内容がたたくさん記入してあつた。次回認定日は6月23日。

ところが、急きよ6月7日から一日4時間、週4日のアルバイトを郵便事業会社で行うことが決定した。「しおり」を読むと、就職が決まった場合は、就業する前日までに必ずハローワークに来所するように書いてある。6月4日に出向き、その旨伝えると失業認定申告書に赤ボールペンで1日4時間、週4日と記入しただけで何の説明もなしに、認定日に来所するように言われました。そのついでに求職活動。6月7日、仕事を終えて午後から求職活動を行い2回クリアした。今回は、求

職活動の証明となる日付印の押印を受ける事を忘れなかった。6月23日認定日、仕事のため指定された時間には行けないので（事前に確かめると構わないとの事でした。）遅れて行くと、受付に説明会で説明していた男性職員がおり、ここで初めて就職と就労の違いを知った。そこで6月7日以降、仕事に就いた日は失業給付を受給できない事等々、色々説明を受ける事ができた。私の場合、失業保険を90日分もらえるが、認定は4週間ごとに28日分受けることになる。この28日間のうち16日就労したので28日-16日=12日分の失業給付しか今回分としては受け取ることができない。就労した16日分は次回以降に繰越になるという仕組みになっているのである。本来何も働かなければ28日分を約4ヶ月かけて受給するが1回の認定に12日分しか受給できないので約8ヶ月かけて受給することになってしまう。

### 損をする事になった失業給付

そうなるも60歳からの一部年金を受給する方が受け取る金額が多くなるので、失業給付の受給を停止する事にした。結局、受給日数が少なくなり、損をする事になった。6月4日に先のような説明を受けておれば、損をする事がなかったのである。あらためて、「しおり」を読んで見ると確かにそのよう

な説明が書かれてあった。

### 労働組合に取り組んでほしい 退職後の生活設計

何年前かに、労働組合が「NPO法人あつたかサポート」の社会保険労務士を講師に迎えて退職予定者の人達を対象に、健康保険の問題、年金、税金問題等々の学習会が行われた。私も参加して多少の知識を持っていたつもりでしたが、その程度の理解では通用しない事が今回の経験で解った。実際に退職して様々な体験をすることによって、退職後の社会保険の知識に乏しいということが、損につながるのだと初めて気がついた。

この原稿の依頼を受けた後、たまたま8月16日13時のNHKニュースで「年金受給で損をする人が出ているので、ハローワークでも年金相談が出来るように、ハローワークでの仕事内容を秋頃見直す」との放送があった。このニュースを聞いた時、私と同じような経験をした人が他にもたくさんいる事を改めて認識させられました。

退職後は、会社に頼ることができない分、すべての手続きを自分自身で行う必要がある。労働組合が組合員の退職後の生活設計も含めて、退職前に専門知識をもった「NPO法人あつたかサポート」と連携して取り組んで行く事が重要だと考えさせられました。

### あつたか歳時記

#### われてくだけて裂けて散るかも

黒川 甚平

いやはや、酷暑であった。熱中症の猛威は、昨年パニックになりかけた新型インフルエンザの比ではなく、救急搬送者5万4386人、死者170人にのぼったという（9月14日現在）。わが家では人は無事だったものの、植物がかなりダメージを受けた。葉焼けや落葉はそこかしこ、立ち枯れてしまった木もあって、もつとまめに水遣りをしてあげないと自らを責める日々である。

日照りや長雨も困るが、風も厄介である。鉢植えなら、軒下避難させたり縛ったりといった対策をとることもできる。だが、地植えとなるとそうはいかない。丈が高く枝張りのよい樹は風当たりも強い。特に大気が逆ギレしたような暴風の日は、空に向かつて罵るのが唯一の対策となる。

春先の突風で鎌倉の鶴岡八幡宮の大銀杏が倒れたニュースは記憶に新しい。根元から折れてしまったものの、残った根から新芽がたくさん出てきたという。落葉樹がちょうど活動を再開する頃だったので、ある意味でタイミングがよかったのかもしれない。

大銀杏といえば、源実朝がこの樹の下で襲われたと伝えられる。正岡子規が「人間として立派な見識のある人間ならでは、実朝の歌の如き力

ある歌は詠みいでられまじく候」（『歌よみに与つる書』）と絶賛する歌人は、一瞬ともいえる生涯に、その後千年も輝きつづける作品を生んだ。

#### 大海の磯もどころに寄する浪

われてくだけて裂けて散るかも

打ち寄せる白い波の躍動感と潮騒まで聞こえてきそうな臨場感は、時代を超えて私たちに直結する。一度読んだら、忘れられない歌である。ところで、この歌には万葉集に本歌がある。

#### 伊勢の海の磯もどころに寄する波かし（笠立女郎）

柔らかな恋の歌から、これほどまでに趣の異なる歌ができるものかと驚く。さらに、吉本隆明が「大海の」歌に二ヒリズムをみていることも、本歌と比べると台点がいくような気がする。

しかし、他人の解釈は解釈として、私たちには詩を味わう自由がある。その自由が私たちの心を豊かにする。

一義的な解釈を要求したとき、芸術の女神は姿を消す。いったん去った女神は、並大抵のことは戻ってこないものである。



# 物江和子さんを悼む

## —私にとっての物江さんの思い出



2006年企業のリスク管理対策セミナーで  
社会保険労務士の倫理を語る物江さん

### 行政機関での絶大な信用・信頼

江和社会保険労務士事務所所長

今村 隆行

平成22年9月2日療養の甲斐なく所長は永眠致しました。闘病期間中も仕事をこなし、事業所からの質問等にも的確に答えていくその姿勢に、所長の仕事に対する並々ならぬ思い入れを感じました。まだまだこれから多岐に渡る指導を受けたいと思っただけに誠に残念です。

「会社を良くする事が、労働者保護につながる」「言うべき事を言えるには普段の仕事をきっちりしておかなければならない」私達職員が所長からよく聞かされた言葉です。

所長のこの信念・正義感は顧問先事業所、関係行政機関より絶大な信用・信頼を頂いております。私達職員の担当先事業所に対し説明等してもなかなか納得をもらえない時でも、「所長がそう言っています」と電

話で話せば分かってもらえたり、電話を所長にしてもらうと同じ内容のことを伝えていくにもかかわらず、すぐに理解や納得を下さいました。長年に渡る人一倍の努力の末に築いてこられたものだと改めて確信した次第です。

また、所長は「研修で行きたいものがあるなら行って来なさい」「今度のこの研修どうするの？」とよく声をかけて下さりました。「社労士なんて資格を取ったからどうこうでなく、資格を取った後が大事だよ」と日々自らが進んで勉強することの大切さ、専門性を身につけることの必要性について教えて下さいました。多忙にもかかわらず公職の委員等を引き受けておりましたが、「私が頑張って社労士の社会的地位向上に少しでもつながり、後の人につながるっていけば……」と自らのことよりも社労士全体のことを常に考えておりました。本当に所長は偉大でありました。所長と共に仕事をさせて頂く機会があったことに職員全員深く感謝しております。

事務所の体制はわかりましたが、モエ社会保険労務士事務所の精神はそのままかわりなく、しっかりと引き継いでいきます。

### 社労士としての偉大なる存在感

社会保険労務士 池田悦子

今年の3月4日から5日に東京浜松町の労働委員会本部で2日間の公益委員研修がありました。そこで一緒に学んだときに「私は命拾いしたのよ」病气との闘いを詳しく聞かせてくれました。最高の医学の治療を今受けているからとの力強い言葉から、危ういところで助かったと、信じていたと思います。当然私も「良かったね」と安心していました。

それから半年で訃報に接するとは、今でも絶対に信じたくありませんが、現実には「天国で元気になって見守っているよ」という言葉を聴くことしかできません。物江和子先生の功績はとてつもなく偉大であり、こんなに存在感の大きい人物は2度と現れないと思っています。社労士特に女性社労士をどんなに勇気づけてくれたか図り知れません。私にとっても、書ききれないほどの思い出が残っています。人生の友であり、仕事の大先輩であり、審議会委員等の共通立場で政策問題にもいろいろ力を合わせて、社労士の存在感を示していこうと連絡を密にしていた大切な方でした。

失ったものの大きさにどなたも悲し

みに暮れていると思いますが、「今まで支えてくれてありがとう。これから ゆっくり休んでください」と星になった和子さんに語りましょう。この偉大なる存在感は永遠に消えることがないと思っています。

## 京の花見小路、食事会の思い出

社会保険労務士 後藤田 慶子

物江和子さんと親しくお話したのは、海浜幕張での3泊4日の中央労働研修会でした。

労働契約法を審議していた労働法学者は、「小さく産んで大きく育てる」と話された。私達は骨抜き法律では……と論議した。その時、物江さんは、私のことを面白い人と感じられた様です。そのご縁で滋賀県社労士会の必修研修の講師をさせて頂きました。

テーマは「わかった！納得！の年金相談」です。いつもは、素人に年金を話している私にとって同業者の目が怖い。大きい拍手とたくさんの笑いごとでも嬉しかった。レベルアップの機会を与えて頂き感謝。平成19年3月には、滋賀での研修会に受講生として参加。研修の後、講師を交えての京都花見小路で白川を眺めての食事会。女将も板前もお客も料理もお酒もとてもいい感じ。京都で一番早い夜桜、生パン

ドのスナックでカラオケ等、楽しい時間を本当に有り難うございました。今年4月3日には、滋賀病院で人生の事、お仕事、趣味等いっぱいお話ししましたね。お部屋にあった労働法の解釈総覧がとても印象に残っています。

親しくして頂き有り難うございました。合掌

## 私の背中を押してくれた物江さん

社会保険労務士 杉原 純子

「かの有名な物江和子先生が理事としておられるならこのNPO法人は怪しい団体ではないな。」2007年、私はあつたかサポートの活動に参加すべきかどうか、決め兼ねていました。そのような折に加入を決断できたのは、物江和子先生の存在でした。その後、研修会や懇親会でお会いする度に、私の日常業務での悩み事やどんなにつまらない質問についてもその都度、親切に答えていただきました。

特に先生から学び大きく影響を受けたのは、個人的に物江事務所を訪ねさせていただく機会に恵まれたことです。当時の私は税理士事務所から事務所を移転し、女性社労士として家事や育児と両立させながら事務所をどうのよう発展させるべきかという一つの岐路にありました。また、NPO法人あつ

たかサポートの行う「出前授業」で講師をすることは、顧問先企業の意に反することになっていのではないかなど、私の胸中には様々な葛藤がありました。その折に、モノエ事務所を訪問させていただき、社労士が顧問先企業に対して毅然とした態度であるべきこと、労働関連法教育の出前授業は労使トラブル防止のために必要であり迷うことはない、と私の背中を押してくれました。

また、リーマンショックのあつたその年の年末に発行できた「働く前に知っておきたい基礎知識」教科書編纂の時期には、私たちの無理なお願いに對して、物江和子先生は当時微熱が続いておられたにも関わらず原稿チェックしていただきました。先生の豊富な知識と几帳面な性格から細部にわたりました。いま思い出しても物江和子先生には、本当に感謝の気持ちでいっぱい。物江和子先生、これからも天国で私たちの活動を温かく見守っていただきます。心からご冥福をお祈り申し上げます。

## 縁あつて物江さんの門下生に

社会保険労務士 高井 隆

物江和子さんと初めてお出合いをし

たのは、今から15年前の平成7年、私達が、当時、京都南社会保険事務所、社会保険の新規適用事務の担当者としていた時でありました。

ある日、物江さんが来所され、新規適用の届出書類を提出の際にお目にかかった訳ではありますが、その時の印象を申し上げますと、凛とした態度で、また、言葉にはなかなか表現はできづらいのですが、なにか大きな存在感を感じさせる方でした。

それから、仕事で何度かお目にかかり、モノエ事務所にも訪問させていただくようになり、縁あつて物江門下生にさせていただきました。その後、2年2ヶ月の間、モノエ事務所でお世話になりましたが、その時に、社労士としての職業倫理、顧問事業所に対する姿勢、事務処理方法などをご指導いただき、現在の社労士高井が形成されております。

また、独立してからも、事あるごとに物江さんを訪ね、相談し、また、時には愚痴を聞いていただいたりと、私の心の支えになっておりました。

まだまだ、物江さんにはご指導いただきましたことがたくさんあったのではありませんが、この度の突然の訃報、いまだに信じられない思いです。

在りし日のお姿を偲び、謹んでご冥

福をお祈り申し上げます。

もっと自分を大切にしたい

NPO法人あったかサポート

理事・税理士 木村 守

物江和子さんがなくなりました。これからのさらなる活躍が期待されただけに残念です。

法学部を卒業して、社会保険労務士の道にはいり、ひたすら働いてきたという印象を強くもっています。ある意味「過労死」とも言えるくらい働いたのではないのでしょうか？ それにしても、もうすこし、自分を大事にして欲しかったと言うのがみんなの思いではないでしょうか。

なにも、物江さんをこんなに働かせたのか。それは、なされるべきことが普通に成される世の中の実現を夢見たことになったのかなと思ったりもします。法学部の学生のころ、物江さんはきつとこの言葉を聞いていたと思います。

「法の目的は平和であり、そのため的手段は闘争である。法が不法による侵害を予想してこれに対抗しなければならぬことではない」（イェーリング）。そして、そのころ、これは「法の目的は正義であり、その実現は闘いである」（末川博）と言い換えられていました。

物江さんのしごとは、法が現場でどのように適用され、それが人々の日々の生活の中にもどるように生かされているかをみることから始まっていたと思います。しかし、そこには、矛盾だらけの現実が横たわっていたとおもいます。これらの矛盾に真正面から立ち向かっていったのではないかと思えます。言葉にはしませんでした。「正義は実現されねばならない」と言う青臭い思いが、物江さんのエネルギー源だったような気がします。

病院で「あと、2年は仕事をしたいわ」言っていました。残念ながらそれはできませんでした。しかし、物江さんが命と引き替えに遂行し、なそうとした事はきつと仲間のみなさんによつて引き継がれてゆくものと確信しております。

いまは好きな音楽でも聴いてゆっくりお休みください。さようなら 物江さん。

井戸を掘った人を忘れない

NPO法人あったかサポート

副理事長 半田 敏照

中国に「水を飲む人は井戸を掘った人の恩は忘れない」という諺があります。私の物江さんに対する思いは、この言葉そのものです。それも2回も

「井戸を掘って」いただきました。

最初は、私が勤務している京都勤労者学園で、社会保険労務士受験講座を開講しようと企画した時です。講師陣に社会保険労務士さんをお願いしようと講師を探しているとき、講師を引き受けてくださる社会保険労務士さんがなかなか見つからないで、ほとほと困っていました。以前ゼミの担当教授の遺稿集の出版会で物江さんとお会いしたことを思い出し、物江さんが大津市で社会保険労務士事務所を開業して活躍されていることを耳にしています。

なので、断られることを覚悟でお願いに行きました。ところが「案するより産むが易し」とはこのことです。事務所の仕事と滋賀県社会保険労務士会の役員もされていて大変ご多忙にもかかわらず、快く引き受けてくださいました。その上、同僚の社会保険労務士さんも紹介いただき、無事講座を開講することが出来ました。物江さんの講義内容も分かりやすく受講生の評判もとても良く講座の開講は、大成功を納めることができました。

2回目は、NPO法人あったかサポートを立ち上げるときです。理事就任のお願いに行きましたが、当時多くの顧問先をかかえ、更に滋賀県社会保険労務士会会長の要職にありましたの

で、「会長を辞めることになったら全面的に協力をさせていただきます」と言うお返事をいただきました。約束どおりに第2回総会で理事に就任にさせていただきました。スタートして間もないNPO法人あったかサポートの発展に多大なご尽力を下さり、当法人がいまあるのも物江さんのお陰であると言っても過言ではありません。

また物江さんは大変研究熱心でバランス感覚に優れ、誠実な方でした。忙しい中を東京での労働法の勉強会に参加していることも聞いていました。社労士としての仕事では、顧問先である会社経営者の話をよく聞きながら、一方で従業員の声にも耳を傾けて、様々な労務相談を的確に処理していました。本当に惜しい方を亡くしました。



あったかサポート第4回総会  
後藤田さんのあいさつにほほえむ物江さん

### 会員年会費または寄付金のお願い

平素はNPO法人あったかサポートの活動にご理解をいただきましてありがとうございます。  
さて、この度の第5回総会にて会費の改訂が承認されましたのでご報告します。  
個人資格での参加者は、正会員として1口5,000円以上の口数をもって当会の会員とし、総会での議決権を有します。NPO法人、企業や労働組合など団体での加入については、従来どおり1口1万円の(団体)協会員として入会していただきます。ただし、総会での議決権はありません。  
賛助会員は、「あったか情報」の提供やコーディネイトを受けることができますが、直接活動に参加できない方のための会員資格ですから総会での議決権はありません。  
そこで、正会員又は団体協会員の中で2口以上の複数口数加入者については、当法人が主催する春秋セミナーの受講料を無料で受講できるようにしました。  
つきましては、2010年度年会費はできるだけ、複数口数の会員としてご入金をお願いします。  
また会員として登録されていない方につきましても、無料相談活動や会報購読やHPの発信など当会の活動への協力者として寄付をいただければ有難く存じます。郵便振込用紙を同封しました。  
ご協力のほどよろしく申し上げます。

- (1) 正会員【個人】年間会費 1口 5,000円以上  
\*なお、2口以上の方は、春秋連続セミナーの参加が無料

#### 総会で議決権のない方

- (2) 協会員【団体】年間会費 1口 10,000円以上  
(3) 賛助会員【個人】年間会費 1口 3,000円以上  
(4) 会報読者等寄付金支援者 1口 3,000円以上

### 編集後記

今回の編集後記ほど書き辛いものはない。物江和子さんの死は、あまりにもその存在が偉大であった故に悲しく、そして別れが偲ばれる。これまで体力には自信があると言っていた彼女だが、「微熱が続き、最近痩せはじめた」と理事会に顔を出された折にふとそうようになった。ちょうど2008年のリーマンショックのあった秋ごろからであったと思う。そのような時期に私たちは「働く前に知っておきたい基礎知識」を2009年新年早々に発行するために、彼女に原稿のチェックをして頂いて監修者・物江和子の名前を入れることができた。今思うと、無理をお願いしていたのだと悔やまれる。いま私たちは、雇用環境が厳しい時代だからこそしっかりとした職業観を身に付けて欲しいという思いから高校教師や大学生にした「もうひとつのキャリア教育のあり方」を提案している。そのために学校教育の中で取り入れて欲しい副教材の作成と発行に向けて準備をしている。その編集に当たっては、大阪産業労働資料館のエル・ライブラーのスタッフの力をお借りしているが、最後は物江さんに監修をお願いしようと思っただけに無念な思いで一杯だ。

「個人的には活発な活動をしているNPO法人にも引きずり込まれ(？)たこともあって」などと対外的な場での挨拶もされていた彼女には、まだまだ当法人の社会貢献活動にとって、なくてはならない存在だった。お蔭様で我が法人には、「余人をもつて代え難い存在」がたくさんいるが、その内の大切な人材を失ったことになる。

しかし、彼女にはこの世でまだまだ成し遂げたいことがたくさんあっただろう。だからこそ、私たちは現状にとどまっていけない。彼女が成し遂げた偉大な功績を引き継ぎ、彼女が思い描いた青春時代からの住みやすい社会変革の道程を確実に歩んで行きたい。

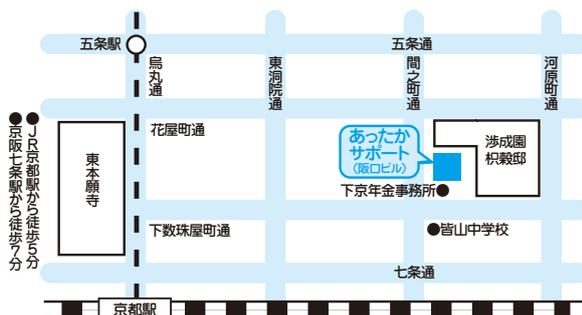
今号は通常の予定していたページ数よりも多くなったが、彼女の突然な訃報があった分増えたことによる。それは彼女に親しくさせて頂いた方々からの、彼女へのお礼のメッセージである。是非、彼女を偲び一読して欲しい。また、今回寄稿頂いた文を読んで、私も書きたい、物江さんに届けたいと思われた方は、是非編集部まで申し出て欲しい。2011年の新春号に紹介したいと思う。

■ご相談とお問合せ TEL 075-352-2640  
FAX 075-352-2646

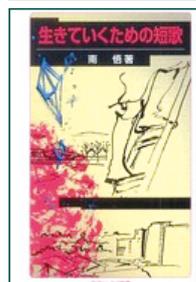
特定非営利法人 あったかサポート事務局 笹尾達朗(社会保険労務士)

HP <http://www.k4.dion.ne.jp/~attaka33>  
E-mail [attaka-support@r6.dion.ne.jp](mailto:attaka-support@r6.dion.ne.jp)

- お問い合わせ時間 平日/10:00~17:00(土・日・祝日は休業)
- ご相談 土・日・祝日に関わらず、別途設定します。



池上正樹  
宝島社新書



南 悟者  
岩波ジュニア新書

### 著書紹介

反貧困ネットワーク 京都発行  
戦手反貧困差別  
抑圧排除  
不当解雇  
不正規労働  
非正規労働  
悪徳商法  
路上生活者  
ネットカフェ難民  
プレカリアート  
応益負担  
雇内競争